

## 論文の内容の要旨及び論文審査の結果の要旨の公表

学位規則第 8 条に基づき、論文の内容の要旨及び論文審査の結果の要旨を公表する。

○氏名	藤原 広美 (ふじはら ひろみ)
○学位の種類	博士 (社会学)
○授与番号	甲 第 1156 号
○授与年月日	2017 年 3 月 31 日
○学位授与の要件	本学学位規程第 18 条第 1 項 学位規則第 4 条第 1 項
○学位論文の題名	デジタル時代のオルタナティブ・メディアの理論体系の構築および有効性の実証研究：～米国新興デジタル・ニュース・メディアの実践を手がかりに～
○審査委員	(主査) 金山 勉 (立命館大学産業社会学部教授) 増田 幸子 (立命館大学産業社会学部教授) 坂田 謙司 (立命館大学産業社会学部教授)

### <論文の内容の要旨>

現代社会においてオンライン上での情報のやり取りが浸透・拡大を続けるなか、新聞、テレビなどを代表とする伝統メディアが支えてきたものとは異なる、オルタナティブな (Alternative=代替的な) メディアに媒介された情報・コンテンツが氾濫するメディア環境が生まれている。本論文では、メディアの変革期に直面している現代のメディア環境をオルタナティブ・メディア (Alternative Media=以下 AM) の視座から分析・考察したものである。インターネットが台頭している現在のメディア環境において、インターネットが内包するオルタナティブな部分を、言論の多様性を担保する「民主的メディア・システム」に不可欠な領域として位置づけ調査・研究することは学術的にみても大きな意義がある。伝統メディアへの信頼性が低下するなか、民主的な情報発信が期待されているインターネットを基盤とした新しい情報発信のチャンネルへの信頼が揺らぎ始めている。現代の混沌としたメディア環境を包括的かつ精緻に理解していくには、既存の主流メディア対象とした伝統的なメディア研究の枠組では限界がある。複雑化する現代のメディア環境変化とともに、ニュースを伝達するジャーナリズムそのものも大きな変革期を迎えており、AM に連なるオルタナティブなジャーナリズム (Alternative Journalism 以下 AJ) にかかわる研究・考察も重要な研究領域となっており、本論文ではデジタル技術を駆使したジャーナリズム実践を行なう新興デジタル・ニュース・メディアの取り組み実践にかかわる調査も実施している。本論文の中心的な研究課題は大きく三つからなる。それらは、①デジタル時代の AM

にかかわる理論体系について、未だに確固たる一致点に到達していない AM の定義も含めて包括的にレビューし、AM の特性や取り組みなどをもとに分類・類型化すること、②AM の重要性を理解する際、AM を歴史的文脈の中で捉え直すことによって、AM がどのように誕生し変遷してきたのか、特に主流メディアとの関連性に着目し、新たに誕生したメディアが最終的には商業的圧力によって巨大資本に納まるという先行研究で示された「サイクル」仮説と連動させながら AM の連続性・継続性を AJ と関係させながら検証すること、最後に③歴史的にみて民衆のメディアとして誕生した AM は、現代社会においても、歴史の延長線上でその取り組みや機能が連続・継承されているかどうか、インターネット社会の急速な広がりを経験する現在の米国の新興ニュース・メディアで展開されている AM の営みと、これに派生する AJ の取り組みを通じて検証することである。

本論文では、これら三つの研究課題に対し AM 研究にかかわる包括的かつ広範な関連文献収集・レビューとそれにもとづく分類・類型化、およびプロフェッショナル・インタビュー調査によって研究の知見を得ている。

論文の構成（序章を除く）は、先に示した三つの主要な研究の視座にそっており、順番にそって本論の第Ⅰ部（1章から6章まで）、第Ⅱ部（7章から12章まで）、そして第Ⅲ部（13章から15章まで）の記述に対照・該当するように配置されており、まとめと考察にあたる終章が加わっている。第Ⅰ部から第Ⅲ部にかかわる概要は以下のとおりである。

第Ⅰ部は「デジタル時代の AM 研究」にかかわるものである。デジタル時代の AM 研究を主な研究対象とし、デジタル時代に則した AM の定義づけと、類型化が行なわれている。AM は、すでに過去のメディアであり、概念自体も時代遅れだと見なされる傾向にあるが、デジタル時代の AM 研究は、デジタル技術を活用することで AM がどのような発展を遂げ、どのような新しい役割を担っているのかを扱う現在進行形の研究領域であるとの先行研究による指摘がある中、デジタル化した AM と様々な社会運動との繋がりや、多様化する社会の中で、ヴァーチャルなコミュニティの形成やグローバル規模で人々をネットワークする等、AM の役割はデジタル時代になって拡大していると解釈する立場も存在する。

これまでの AM は、その多様性から一つのメディア領域としての理論構築をすることが難しく、未だに確固たる定義のコンセンサスを持つにさえ至っておらず、これが AM の包括的な理解を妨げる要因だとの指摘がされた後、AM を一つの研究領域として発展させていくことを射程に入れて、特に 2000 年以降の欧米における先行研究を総ざらいして、「オルタナティブ」の概念と定義を再考している。これにより AM が主流メディアとは異なる目的や特徴を持っていることを明確に示すことが出来ており、加えて AM が民主的メディア・システムにとって不可欠なメディアであるといった議論へと展開するための研究の知見が手堅く示されている。「AM の理論体系構築の必要性」の検討を起点として、伝統的な AM の研究枠組、民主的なメディア・システムと AM のかわりが制度としてどのように位置づけられてきたのか、デジタル時代で AM の定義と概念が未だ揺れ動いていることが指摘した後、膨大な文献研究の中から導きだされた現代デジタル社会における AM の 5 類型 (①

ラディカル・社会運動メディア、②支配的メディア権力への対抗勢力、③批判的メディア、④市民メディア、⑤オルタナティブ・ジャーナリズム) は、本論文独自のものとして示されている。これまでまとまりを欠いていた AM の概念が、包括的に再定義し類型化されたことにより、AM 研究領域の系統化ひいては理論化に向けた知見が示されている。

第Ⅱ部は「民衆のメディアの誕生と変遷」についてであり、AM の歴史的な変遷のプロセスと社会的役割を、主流メディアとの関係性に注目しながら明らかにしている。一般的なメディア史では、AM は登場しないか、または、たとえ取り上げられたとしても大きな社会変革の時代に登場した一過性のメディアという扱いとなる。一般的に AM は、1960 年代から 1970 年代に誕生したと見なされる傾向がある中、AM を歴史的な文脈の中でみている。AM を 1970 年代の産物と見なす一般的な認識との混同を避けるため、メディア史における創成期の AM を「民衆のメディア」と位置づけ、公的な目的で時事的な言説・論説を伝える「民衆のメディア」を先行研究の中から掘り起こし、その歴史的役割と主流メディアとの関係性を明らかにしている。

メディアそのものだけでなくメディアが果たす役割の変遷過程も射程に入れており、AM がどのように誕生・発展し、そして衰退・周縁化し、現在に引き継がれているのかを、様々な文献資料から探し出し再構築する際、「言論の自由との闘い」「メディアの商業化」「メディアの大衆化」「公共性（公共圏）」「メディア参加」を重要概念にあげて検討したことは、AM の歴史的な継続性を考える上で重要な作業となっている。AM を歴史的視座からみる中で、この研究領域が対象とするメディアが形態や名称を変えながら継続され、現代まで存在し続けてきたとの知見が提示され、また AM の実践には非常に幅広く多様な目的やゴールが含まれているとの指摘がなされている。

民衆のメディアの歴史は古く、その起源は 17 世紀まで遡ると指摘されていることから、その源流を英国に遡っているが、その時代、AM の実験場とも考えられる米国は、まだ誕生していない。これにより、民衆のメディアとしての AM の歴史については、あえて英国からレビューされており、その後、現代の米国で展開されている AM へと接合されている。歴史的に見ても、オルタナティブな特徴を持つメディアは、誕生当時から主流メディアとは異なる存在意義を持っていたこと、英国で世界に先駆けて市民社会が形成される中でジャーナリズムが誕生しその実践には幅広く多様な目的やゴールが含まれていること、それが後に米国にも影響を与えるなど、重要な役割を担っていたとの知見が示された。

また米国では、19 世紀半ば以降、新聞が急速に商業化・大衆化され、当時の AM は周縁化されたが、その特徴と役割は、次世代の AM に継承され現代のデジタル時代における新興メディアに引き継がれているとみられるとの知見が提示された。第Ⅱ部では多面的な「メディア参加」のあり方についてもとりあげており、メディア参加がどのような特定の実践や文脈で可能となるのかを射程に入れることが AM 研究を深化させることにつながり、また複雑さを増す現代のメディア環境を理解することに必要だとの知見が示されている。

第Ⅰ部の AM 類型化作業、第Ⅱ部による AM が歴史的な文脈の中で果たしてきた役割・機

能にかかわる研究とこれに関連する AJ 実践からの知見の上に立ち、続く第Ⅲ部では、第Ⅰ部および第Ⅱ部で示された研究の知見が、現代の米国における米国新興デジタル・ニュース・メディアにおいて、どのように反映されているのかにかかわる実証的な調査・研究が続いている。

第Ⅲ部は、第Ⅰ部・Ⅱ部によって得られた、オルタナティブなメディア領域が 19 世紀半ば以降に周縁化されたものの、その歴史的な存在意義や社会的役割はその後継承されていたとの知見に基づき、AM としての特徴や役割が、現代の米国の新興メディアに引き継がれているのかを検証するための調査研究である。

デジタル・メディアが台頭する現代社会では、世界的規模で、デジタル技術を駆使した革新的な新しいジャーナリズムの実践が、次々誕生しており、米国では新しいジャーナリズムの実践の先頭を走っている。言論の自由との闘いを通して階級闘争を先導した英国での先駆的な AM/AJ の社会的役割が米国にも引き継がれており、米国では AM が、植民地支配からの独立運動や、建国後のアイデンティティ形成に寄与したとする先行研究の知見も踏まえ、米国の新興メディア 6 機関を調査対象に、それらが、実際に言論の多様性に貢献しているのかについての調査・研究を実施している。「米国の新興メディアのジャーナリズム実践が AM としての特徴を持つならば、主流メディアに対する代替的な情報を提供していることになり、言論の多様性に寄与することになる」との研究課題を設定し 4 つの具体的な研究課題 (RQ 1 : 設立目的・動機、RQ 2 : 経営形態、RQ 3 : ニュースの情報源、RQ 4 : 主流メディアとの協働) にそって 2015 年 1 月から 2 月にかけて、ランダムに選択した米国東部地域の 6 新興ニュース・メディア機関の編集者およびジャーナリストに対し質問票による選択回答と自由回答方式による聞き取り調査を実施し、量的調査では得ることができない深く掘り下げたプロフェッショナル・インタビューによるデータ収集が行なわれている。

調査結果として、(1) 新興ニュース・メディアでは、主流メディアとは明確に異なる目的や動機によってジャーナリズムを実践しており、また営利目的の主流メディアとは異なる経営形態で運営されている非営利メディアでは主流メディアとは異なる情報源によってニュース制作していること、(2) 新興ニュース・メディアのジャーナリズム実践には、主流メディアの伝統的ジャーナリズム規範やルーチンに対する批判的な実践傾向がみられ、AM の特徴とオーバーラップしており、6 つの調査対象新興ニュース・メディアでは「言論の多様性」に一定程度、寄与していること、(3) 「主流メディアとの協働」については、主流・新興の 2 つのメディアの関係が常に対抗的という状況でなく、人材面での流動性や記事の掲載等のオペレーション面で協働することでシナジー効果を生み出そうとされていること、(4) 従来、AM 従事者はアマチュアが主な担い手とされていたが、調査対象の 4 組織の創設者・編集者は主流ニュース・メディアの出身者で、主流・新興メディア間の人材面でのハイブリッド化・同質化がみられるが、他方、必ずしもそれが「言論の多様性」の阻害要因になっておらず、「言論の多様性」に貢献するパターンは複数存在し AM の分析枠組には収

まりきらないこと、最後に(5) 新興ニュース・メディアは、ベテラン・ジャーナリストの働き方の選択肢を増やしたり、大学生のインターンシップや若手ジャーナリストたちの受け皿としても機能したりしており、新興メディアがその代替効果としてローカルジャーナリズムの「言論の多様性」に貢献しているとの知見も示された。

終章では、本論文知見を再整理した上で、デジタル時代の AM および AJ の研究をめぐる今後の研究課題が示されている。AM は、その多様性からひとつのメディア領域として理論構築をすることが困難であったことを示した上で、主流メディアとの比較で評価や理解がされるのではなく AM が社会の本質やその方向性に資する公の議論において、多くの人々が参加できる媒体として理解され、概念化されることが重要である一方、デジタル時代において民主的なメディア空間を追求することを可能にしているインターネット・メディアが持つ潜在的な特徴は脆弱性と隣り合わせであることから、AM の継続性を維持する意味でも取り巻くメディア環境・状況について経年的な変化を注視しておく必要があるとしている。最後に、本論文で得られた知見を日本およびアジア諸国にも引き寄せて研究することも課題であり、日本でも AM に連なる新興のメディアである「ハフィントン・ポスト」や「バズフィード・ジャパン」が日本版として社会にも浸透しようとする状況下、AM の包括的な理解に基づいた調査研究がさらに展開されてゆく必要性について指摘している。

#### <論文審査の結果の要旨>

本論文は、近代メディア研究がマス・メディアをテーマにした研究を中心に展開してきた領域の外側に位置づけられるオルタナティブ・メディア (AM) にかかわる研究を深化させている。国内外での AM に関する研究は、比較的近年まで AM の実践機関 (者) に焦点をあてたものが中心で、組織運営形態や AM が社会に送り出すコンテンツ制作の実践にかかわる説明的・描写的なものが多数を占めていた。その中、英国および米国の AM 関連の理論的な先行研究を隅々まで検索・収集し、その多様性からひとつにまとめたメディア領域として理論構築することが難しい AM 研究を包括的に提示し AM の定義や分類・類型について独自に示してみせた点は一番の学術的貢献として評価される。学術的な研究において AM をどのように位置づけるかについての揺らぎがある中、申請論文では AM の起源をどこまで遡ることができるのかについて検討し、オープンなメディアは、一連の時間とプロセスを経ると管理された閉鎖的方向に向かうという「サイクル仮説」の知見を援用し、17 世紀の「民衆のメディア」が AM の起点とされることを指摘するに至った。これにより歴史的な時間軸の中で、AM の考え方や機能が現代社会の中でどのように継承されているのかについての研究枠組みが浮き彫りにされることとなり、デジタル時代における米国の新興デジタル・ニュース・メディアの実践の中で、AM の理論的な構築要素がどのように有効に反映されているのか、実証的に調査・研究する基盤が示されたことも評価される。AM と位置づけられる米国の新興デジタル・ニュース・メディア機関に対する調査研究で得られた知見は調査研究の枠組みの延長線上で示された研究課題に解を与えるもので民衆のメデ

ィアにまで遡る AM の重要な要素である「言論の多様性」に貢献しているとの知見を得るに至ったことも研究として大きな意味を持っている。

このように、本論文は AM 研究分野の研究成果として独自性があると認められ、博士学位に値する論文として全体的に評価できる。しかし、審査委員会で指摘されたものを含め、次のような課題もある。まず、第Ⅱ部の AM をメディア史の側面から検証する際、AM の源流を 17 世紀の英国に求めているが、現代的な展開へと導かれる際、英国と米国の状況にかかわる記述整理が改善されるべき点があり、これができれば論文全体の流れをスムーズできたはずである。論文全体の理論的な枠組みおよびフローについては全体的に理解できるレベルに達しているものの、本論文で高く評価された AM の 5 類型にそった実証研究との関係付けについて、さらに明確に記述されるべきだった。本論文は、理念系の研究を包括的にまとめて現実的な事例に適用し、社会変化との関係でどのような相違が見られるかを検証するという軸を定めてはいるが、記述においてさらに注意深く、また精緻に書き込む力が部分的に必要な箇所があり、これが全体的な論文フローの改善が必要と感じさせる要因になっている。第Ⅲ部の米国におけるプロフェッショナル・インタビュー調査は、調査対象の射程を広げさらに多様な AM の形態にかかわるデータ収集が必要だったとも感じさせ、理論と実証の繋がりをより明確に示すことが出来る余地が残されている。これらの点については申請者より今後の研究において慎重で、丁寧な取り組み、検討・検証に努めるとの展望が示された。以上、論文は、さらに改善されるべき課題を残してはいるものの、これが本論文の評価をそこなうものではなく、先に述べた優れた点を考慮し、審査委員会は一致して、本論文が博士学位を授与するに相応しいものと判断した。

#### <試験または学力確認の結果の要旨>

本論文の公聴会は、2017年2月3日（金）午後2時30分から3時50分まで、産業社会学部大会議室で行なわれた。申請者は2008年9月ニューヨーク大学スタインハート大学院メディア・カルチャー・コミュニケーション学科(NYU/Steinhardt, Department of Media, Culture, and Communication)を修了し、2011年4月に立命館大学大学院社会学研究科に入学し、現在に至っている。その間、情報科学芸術大学院大学産業文化研究センター研究員(2012年7月～2014年11月)、駒沢女子大学非常勤講師(2016年9月～)等の研究・教育歴がある。研究業績としては、査読付き邦文ジャーナル論文(単著)3点の他、研究報告についても第9回FCT鈴木みどりメディアリテラシー研究基金を受けて実施した調査にかかわる研究発表(2016年6月12日)を行なうなど、論文に関係する研究業績の堅実な蓄積が認められる。

審査委員会は、申請者の経歴ならびに業績の評価について、申請者が十分な学識を有していること、外国語文献の読解においても十分な能力を備えていることを確認した。したがって、本学学位規定第18条第1項に基づいて、博士(社会学 立命館大学)の学位を授与することが適当であると判断する。